

# 平成19年度 杉並区監査方針

平成19年2月22日

監査委員決定

## 1 監査の基本指針

政府は、平成19年度の経済見通しについて、物価安定の下で自律的・持続的な経済成長が実現し、国民総生産の実質成長率は2パーセント程度になると発表している。平成19年度杉並区予算においては、区民所得の改善や税制改正などの影響により特別区税は前年度比2.6パーセントの増収が見込まれ、一般会計の財政規模も拡大している。

しかし、税制改正や三位一体改革、都区財政調整協議による影響額は明らかでなく、全体では減収となることも考慮して推移を注視していく必要があるなど、区は今後も慎重な財政運営を求められている。

こうした中で、杉並区は、少子化対策、環境対策及び教育改革などと併せて、財政健全化、区民等の負担軽減施策の実施及び区民やNPOとの協働等にも重点的に取り組むこととしているが、一方で行財政改革に対する区民の目は依然として厳しいものがある。

そこで、今年度の監査にあっては、区政の透明性を一層高め、区民に対する説明責任を果たし、もって区民に信頼される区政の実現のため、監査の責務を十分認識し、行政の合規性、正確性を検証する。併せて、各種事務事業の執行において、経費が節減できているかの経済性、経費に見合った効果があがっているかの効率性、事業は所期の目的を達成しているかの有効性の観点から各種監査を実施する。

## 2 監査の対象

監査は全部局を対象とする。

## 3 監査の計画及び日程

監査の年間計画及び年間日程は別に定める。

### (1) 定期監査

4月から11月の間は庁内部局及び事業所を、12月から2月の間は小・中学校、幼稚園、保育園、児童館を実施する。

なお、上記のうち、事業所、小・中学校、幼稚園、保育園及び児童館は対象施設を抽出して実施する。

(2) 随時監査

ア 工事監査(中間・竣功時)を必要に応じて実施する。

イ その他必要と認めた場合に実施する。

(3) 行政監査

9月から3月の間に、実施する。

(4) 財政援助団体等監査

7月から3月の間に、監査対象を抽出して実施する。

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

区長より審査に付された日から40日間実施する。

(6) 例月出納検査

毎月22日に実施する。ただし、当日が休日等にあたる時、又は当日検査を行うことができないときは、翌日以降に繰り下げる。

(7) その他

監査請求があった場合等必要に応じて実施する。

#### 4 監査実施上の留意点

監査の機能をなお一層発揮するため、個別計画を作成し、それぞれ重点項目を定め実施するとともに、次の点に十分留意する。

(1) 監査に当たっては、公正不偏の態度でのぞみ、客観的な立場から分析検討する。

(2) 監査の効率化を図るため、監査対象部局から関連資料の提出を求め、事務事業について説明を聴取する等、事前の調査を実施する。

(3) 監査の継続性及び実効性確保のため、指摘や注意をした事項については、措置報告を求め、改善状況について検証する。

(4) 工事監査及び財政援助団体等監査については、専門的能力を活用して実施する。

(5) 監査の透明性・客観性を明確にするとともに、監査の結果を各部局で活用できるように定期監査等結果報告書を作成し、公表する。